



実際の支援事例

# 事例1 M氏 50代女性 仮出所



福祉支援のポイント

住所地設定

療育手帳

年金

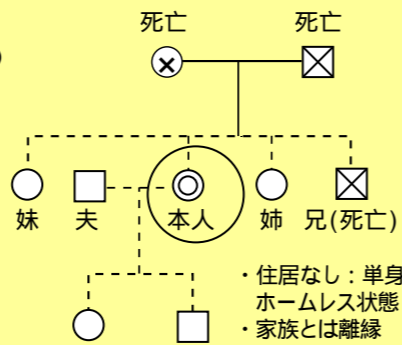
出身： 県A市  
IQ相当値：40（療育手帳取得なし）  
刑期：2007年12月～2009年3月（仮出所：2008年10月1日）

罪名：常習累犯窃盗  
入所度数：3度（他県B市刑務所）

## 生活歴・犯罪に至った経緯

両親が「女に学問はいらぬ」という考えであった為、小学5年から学校には通わず農業や家事手伝いをしていた。23歳で結婚、しかし夫との生活に嫌気をさし26歳で家出。その後、日雇いの生活等をしながら生活するものの長続きせず、ホームレス状態に...

この頃から空腹や寒さを我慢できず、食料品や衣服等を盗むようになる。1990以降、前科5犯、服役は2回。罪名は全て窃盗。



本事例は厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」において、「出所後に何らかの福祉の手立てが必要な対象者」として相談を受けた事例である。

## 1 相談受付

2007年10月

定期連絡会議にて矯正施設より対象者の受刑後の支援の相談を受ける。

## 2 ニーズの把握

11月末

支援に先立ち、矯正施設側と個人情報の提供について包括的な合意書を締結し、統括矯正処遇官から簡単なプロフィールの提供を受ける。

面談アセスメントの実施(2008年5月)「ニーズ」の把握と「課題の整理」  
「矯正施設側からの情報」+「福祉的な視点」でアセスメント表を作成する

**ニーズ** 「福祉サービスなんて利用したことがないから不安もあるけど、安心して暮らせるならそれが一番良い」

**課題** 帰る場所がない。  
生活資金がなく、身寄りもない。  
知的障害の疑いがあるが、療育手帳の取得はない。

## 3 援護の実施の検討

2008年4月～8月

どこが窓口(援護の実施)になるのか？ まずは、住民票が残っていたA市に住民票の確認をする

A市の住民票が「職権削除」されていることが判明

### 手立て 公権力の活用

矯正施設側からNTTに問い合わせいただき、兄妹の住所を確認。「C市(A市近隣)」に所在判明。

保護観察所を通して兄妹の住所(C市)へ住民票の設定を依頼  
×(関わりたくないとの理由で協力を得られず)

### 手立て 矯正施設所在地(B市)へ住民票を設定する。

矯正施設側からB市へ「住民票の設定」を依頼  
(これにより「援護の実施」をB市が行うことで了解を得る)

**法** 昭和36年7月 矯正甲610号 矯正局長通知(p11参照)



# 4 福祉の手立ての検討

8月～9月

援護の実施がB市に決まったことで、受刑中に「療育手帳」「障害基礎年金」「障害福祉サービス利用」の申請・取得を目指す。

### 療育手帳

県知的障害者更生相談所と協議。  
県の判定基準では、基本的に「18歳までに知的障害があったと推認される証明」が必要。

### 手立て 公権力の活用

矯正施設側から姉へ「幼少期の状況の説明」を文書にて依頼。  
×(姉からの返答はなく「証明」が難しい)

### 手立て 県障害者更生相談所の弾力的対応

妹からの証明が難しい旨、県知的障害者更生相談所へ相談  
事情を勘察した 県知的障害者更生相談所の判断により  
**心理判定+矯正施設が把握している幼少期の情報提供**  
のみで判定が可能となる。

### 障害福祉サービスの利用申請

B市では療育手帳の認定が下りてからではないと申請不可とのこと。

### 手立て 公権力の活用

但し、「仮出所」の時期に間に合うように、療育手帳の判定結果が出た時点で 県知的障害者更生相談所からB市へすぐに連絡がいくように連携。  
同日B市認定調査実施となり、その後最短で審査会へ。

### 障害基礎年金の申請

療育手帳の判定を受け、障害基礎年金の申請を矯正施設側より行う。

### 手立て 矯正施設からの申請

地域生活定着支援センター側で年金申請書の記載例を作成し、統括矯正処遇官へ提示。

帰住地をどこに設定するのか？ 本人希望の帰住地は特になく「安心して暮らしたい」とのこと。

本事例が厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の中であった事例であったことから、社会福祉法人 南高愛隣会が本人の受け入れを行なうこととする。



# 5 定期連絡会議 - 「帰住地」と「身元引受人」の決定

2008年1月

「矯正施設」「保護観察所」「C市(障害福祉課)」「サービス利用事業所(社会福祉法人南高愛隣会)」「地域生活定着支援センター」(当時は長崎県地域生活定着支援センターが設置されていなかったため、厚生労働科学研究研究協力が担当)との4者で定期連絡会議を行う。

改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・課題等の共有化をはかる。  
仮釈放期間中の「司法の流れ(面談・遵守事項等)」の確認を行う。

### 「帰住地」と「身元引受人」の決定

仮出所が認められるには「帰住地」と「身元引受人」が整っている事が条件。

協議の結果、「帰住地」として社会福祉法人 南高愛隣会が本人を受け入れ、「身元引受人」には社会福祉法人 南高愛隣会常務理事がなることで、「仮出所」の手立てが決定。

「矯正施設」「保護観察所」「C市(障害福祉課)」「サービス利用事業所(社会福祉法人南高愛隣会)」「地域生活定着支援センター」との4者で定期連絡会議を行う。

## 協議・確認事項

具体的な「帰住地(福祉サービス)」の選定

## ➡ 直接「地域」で受け入れる

アセスメントの結果、窃盗の罪を繰り返してはいるものの、本人を取り巻く環境が罪を犯さざるを得ない状況にしてしまったと判断。生活環境さえ整えば施設入所ではなく、直接地域で受け入れが可能と思われる。

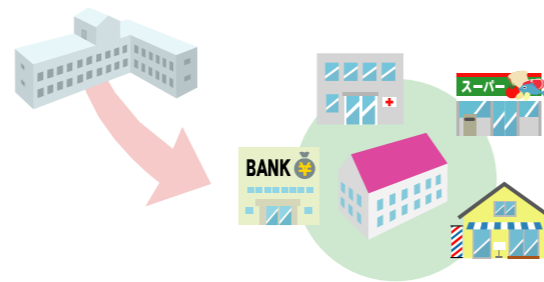
「ケアホーム」の選定

## ➡ 「生活環境」&lt;「本人を支える人的環境」の重視

複数あるケアホームの中から、周囲にスーパーや駅といった本人を刺激しかねない因子はあるものの、人里離れた地ではなくバックアップ施設が近くにあり、近隣にベテランの世話人さんも多く住んでいる、住宅街の真ん中のケアホームで受け入れることで、「本人を支える人的環境」が手厚く整えられる。

「日中活動」の検討

## ➡ 本人への刺激の少ない「自然環境」の中で一旦受け入れ、その後「就労」を目指すか、「福祉的活動」を行っていくか判断する。



## 具体的な支援の実例 - 1

## 住民票の設定について

## 住民票が削除されていた場合

住民票が職権削除されていた場合は、以下の矯正局長通知によって矯正施設が設置された市町村に住民票を設置することが出来る。

収容者が、施設を住所として住民登録の申出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市町村にその旨通知する

法 昭和36年7月 矯正甲610号 法務省矯正局長通知

## 療育手帳について

## 受刑期間中の療育手帳の取得

矯正施設からの申請については、本人以外の申請者として、所長名もしくは分類統括名でも申請可能。各更生相談所の裁量にもよるが、療育手帳の心理判定は、他の入所施設等での判定と同様に、判定機関より矯正施設へ出張して判定していただくことも可能。遠方の場合は矯正施設所在県へ判定委託を行うことも可能であった。

## 福祉サービスについて

## 矯正施設からの利用の申請

矯正施設からの申請については、本人以外の「申請書提出者」として、所長名もしくは分類統括名でも申請可能。  
障害程度区分の認定調査は矯正施設にて実施可能。  
医師意見書は矯正施設医務課医師へ依頼可能。  
地域生活定着支援センター側で申請書の記載例を作成し、統括矯正処遇官へ提示する。  
地域生活定着支援センター側も認定調査へ立会い可能。

## 障害基礎年金について

## 福祉サービスの利用の申請

医師の診断書は矯正施設の医務課へ依頼。  
年金申請は矯正施設側より行う。地域生活定着支援センター側で年金申請の記載例を作成し、統括矯正処遇官へ提示。

## 事例1を通して見えてきた課題

## 療育手帳

「現状+心理判定」のみで療育手帳の判定・交付を

知的障害は発達障害のため、今回の事例のように、40代以上で療育手帳を取得する場合は、18歳までに知的に障害があったと推認される資料が必要となる。罪を犯した障害者は家族に恵まれない人が多く、証明をする書類(小学校の指導要項等)も破棄されていることが多い。本事例においては弾力的な対応によって、療育手帳の取得がスムーズにいった。このように、

➡ 「現状+心理判定」のみで療育手帳の判定・交付を可能と出来ないか。

療育手帳の取得要件や交付基準が各都道府県で違う

療育手帳の交付基準は各都道府県によって異なっている。本事例のように「現状+心理判定」のみで交付が可能な県もあれば、事例2の様に「18歳以前に知的障害が発生していたと推認される資料」が必須の県もある。

➡ 「取得要件・交付基準」の全国一律化が望まれる。

## 福祉サービス利用

福祉サービス利用の基準統一

障害者自立支援法においては福祉サービスの申請要件に「療育手帳の所持」という項目はない。だが療育手帳が無くても申請は出来るという市町村と、療育手帳が無いとサービスを提供することが出来ないとする市町村とがある。

➡ 福祉サービス利用の全国統一化が望まれる。

## 受け皿

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者の受け皿

今回の事例は厚生労働科学研究の中で相談を受けた事例であったため、受け入れ先の選定には時間を要しなかった。

しかし、実際の業務では、仮に療育手帳の取得といった福祉の手立てが整ったとしても、そのサービス利用事業所がなかなか見付からないのが現状である。

「サービス利用事業所が考える種々のリスク(人員配置・矯正施設を退所した障害者への間違ったイメージ等)」をいかに払拭し、受け皿となる社会資源を掘り起こしていくかも地域生活定着支援センターの重要な責務であるのではないかと。そういった意味では、受け皿作りのための職員研修や矯正施設等と福祉施設との具体的な交流活動の推進が今後の課題と言える。

また、受け皿が「第二の刑務所」とならないよう、長期的な視点で明るい未来を描き、地域移行に力を注ぐ社会資源を開拓していくことも忘れてはならない。

➡ 受け皿を支える新たな事業：「地域生活移行個別支援特別加算」「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」

➡ 再犯防止という社会防衛上の一面ではなく、「普通の場所で普通の暮らしを」といった地域生活支援の視点。

➡ 犯罪そのものよりも、「犯罪の背景」「要因」「生活環境等の外的問題」を重視した視点。

